

# 漁場計画内容

(平成25年9月1日免許)

佐賀県有明海区

共 同 漁 業 権  
( そ の 1 )

有 共 第 1 号

## 1 共同漁業（その1）

(1) 公 示 番 号 有共第1号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 別表第1のとおり

イ 漁業の名称 別表第1のとおり

ウ 漁業の時期 別表第1のとおり

エ 漁場の位置 別表第1のとおり

オ 漁場の区域 別表第1のとおり

(3) 制限又は条件

ア 港湾区域内又は河川のみお筋付近において操業する場合は、船舶の航行を妨げてはならない。

イ 待網漁業及び四つ手網漁業のこうで網に使用する建竹並びにあみもじ網漁業及びこうもり網漁業に使用する建竹は、その潮の操業が終わったときは、直ちに取り除かなければならない。

ウ 笠羽瀬漁業の操業する範囲は、距岸1,000メートル以内とする。

エ 潟羽瀬漁業及びこうで待網漁業の片こうでの長さは、100メートル以下とする。

オ 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以下、網幅1.5メートル以下、操業時の網の高さ1メートル以下、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。

(4) 免許予定日 平成25年9月1日

(5) 申請期間 平成25年6月20日から平成25年7月19日まで

(6) 関係地区 神崎市千代田町、佐賀市（三瀬村、富士町及び大和町を除く。）、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、嬉野市塩田町、藤津郡太良町

### 備考

存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

漁場計画図 別図第1のとおり

別表第1

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域
第1種 共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	筑後川河口から佐賀・長崎両県の境界に至る間の佐賀県地先（有明海）	次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と点カと基点第3号を結ぶ今里川の中央線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた地域。ただし、特定河川の境界は次のとおりとし、その他の河川は海面から第1番目の橋梁の下流端とする。  早津江川……佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦南西角と同市同町大字犬井道字平和搦北東角を結んだ直線 八田江……八田江ひの2（通称八丁井樋）の下流端 嘉瀬川及び本庄江……佐賀市嘉瀬町南側海岸堤塘線を東西に延長した直線 福所江……小城市芦刈町大字下古賀字昭和搦北西角から真方位270度に引いた直線 六角川……国道444号住ノ江橋下流端 塩田川……JR九州長崎本線鉄橋下流端 浜川……JR九州長崎本線鉄橋下流端  基点第1号…福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱 基点第2号…佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱 基点第3号…藤津郡太良町と長崎県諫早市小長井町とにかかるとなる友尻橋下流側の中央点 基点第4号…藤津郡太良町大字大浦牟田向山に設置された佐賀・長崎両県漁場境界標石柱 基点第5号…長崎県諫早市小長井町遠竹名字釜清水鼻国道207号護岸の佐賀・長崎両県漁場境界標石柱  点ア…基点第1号と基点第2号とを結んだ直線上の中央点 点イ…藤津郡太良町竹崎島東端から点ア見通し線上1,000メートルの点 点ウ…点アから長崎県雲仙岳一等三角点を見通した直線と藤津郡太良町竹崎島南西端から福岡・熊本両県境界に設置された境界標石柱を見通した直線との交点 点エ…点オから長崎県雲仙市国見町多比良港西側防波堤付根見通し線上4,988メートルの点 点オ…基点第4号から基点第5号を見通した線上50メートルの点 点カ…基点第4号と基点第5号を結んだ直線上の中央点
	はまぐり漁業	〃		
	かき漁業	〃		
	しおふき漁業	〃		
	あかがい漁業	〃		
	はいがい漁業	〃		
	にし漁業	〃		
	もがい漁業	〃		
	まてがい漁業	〃		
	ばい漁業	〃		
	あげまき漁業	〃		
	うみたけ漁業	〃		
	からすがい漁業	〃		
	たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで		
	うみほうずき漁業	3月1日から7月31日まで		
	しゃみせんがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	くまさるぼう漁業	〃		
	しやこ漁業	〃		
	たこ漁業	〃		
いそぎんちやく漁業	〃			
餌むし漁業	〃			
あおのり漁業	〃			
第2種 共同漁業	建干網漁業 (建干小定置漁業、張切網漁業及び碇止建干網漁業を含む。)	1月1日から12月31日まで		
	江切網漁業 (江切小定置漁業を含む。)	〃		
	潟羽瀬漁業 (笠羽瀬漁業を含む。)	〃		
	桝網漁業	〃		
	竹羽瀬漁業	〃		
	あみもじ網漁業	〃		
	こうもり網漁業	〃		
	こうで四つ手網漁業 (棚四つ手網漁業を含む。)	〃		
	待網漁業 (手押網漁業、繁網漁業及びこうで待網漁業を含む。)	〃		
	三尺網漁業	〃		
	かにかご漁業	〃		
	いかかご漁業	〃		
	むつごろうけ漁業	〃		
	あなごかご漁業 (うけを使用するものを含む。)	〃		
うなぎかご漁業 (うけを使用するものを含む。)	〃			
はぜかご漁業 (うけを使用するものを含む。)	〃			

共 同 漁 業 権  
( そ の 2 )

有 共 第 2 号  
有 共 第 3 号

## 2 共同漁業（その2）

- (1) 公示番号 別表第2のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業の種類 第3種共同漁業
  - イ 漁業の名称 築磯漁業
  - ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - エ 漁場の位置 別表第2のとおり
  - オ 漁場の区域 別表第2のとおり
- (3) 免許予定日 平成25年9月1日
- (4) 申請期間 平成25年6月20日から平成25年7月19日まで
- (5) 関係地区 別表第2のとおり

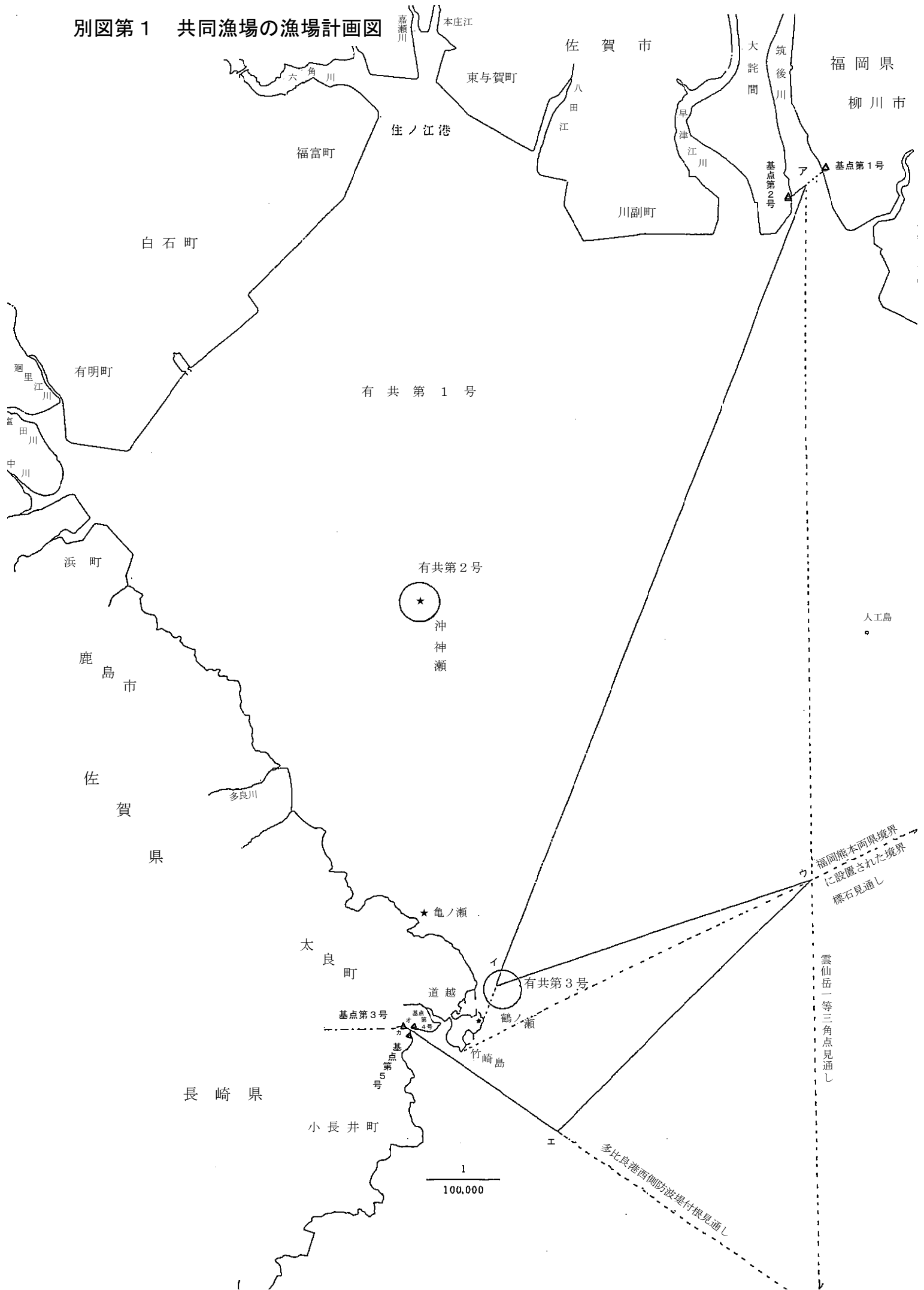
### 備考

- 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第1のとおり

## 別表第2

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
有共第2号	沖神瀬地先	沖神瀬灯標を中心として半径500メートルの円周によって囲まれた区域	神崎市千代田町、佐賀市（三瀬村、富士町及び大和町を除く。）、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、嬉野市塩田町、藤津郡太良町
有共第3号	太良町大浦鶴ノ瀬地先	次の点アを中心として半径500メートルの円周によって囲まれた区域 点ア…藤津郡太良町竹崎島に設置された夜灯鼻灯台から真方位45度00分1,000メートルの点	同上

別図第1 共同漁場の漁場計画図



別図第1 共同漁場の漁場計画図